

## 「通年雇用促進セミナー(事業所向)」を開催します

南留萌地域通年雇用促進協議会では、事業所向けセミナーを開催します。セミナーに参加され、社員のやる気アップを図るとともに、助成金を有効に活用してみませんか？

### ■日時

平成22年11月19日(金) 13時30分～15時30分

### ■場所

留萌地域人材開発センター(パワスポ留萌)

### ■参加料 無料

### ■内容

- 就業規則の見直し、人事・労務管理のポイント
- 各種助成金について(助成金活用法)

### ■講師

特定社会保険労務士・行政書士 松田 隆氏

### ■申込期限 11月17日(水)

### ◎申込み・問い合わせ先

南留萌地域通年雇用促進協議会 ☎・FAX 42-2278

## 11月は、労働保険適用促進強化月間です！

事業主の皆さん。労働保険の加入はお済みですか。労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、労働者の生活の安定、福祉の増進等を図ることを目的に、国が直接管理運営している保険です。農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業については、法人・個人を問わず加入が義務づけられています。

労働保険に加入して、従業員の方々が安心して働ける職場にしましょう。

### ◎問い合わせ先

北海道労働局総務部労働保険適用室

☎ 011-709-2311

留萌労働基準監督署 ☎ 42-0463

留萌公共職業安定所 ☎ 42-0388

## 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、平成22年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年10月下旬から11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方については、来年の1月下旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている年金事務所へお問い合わせください。

## 11月は「労働時間適正化キャンペーン期間」～過重労働と賃金不払残業の解消のために～

全国一斉無料相談ダイヤル

11月6日(土) 9時～17時

なくしましよ う 長い残業  
0120-794-713

厚生労働省・北海道労働局・各労働基準監督署

北海道労働局ホームページ

<http://www.hokkaido-labor.go.jp/>

## 暮らしぶりの映し～北の光が続く道～

### ▶ルート内イベント情報

#### 【遠別町】

11月14日(日)  
Pistol Valve  
北海道ツアー 2010

#### 【苫前町】

11月28日(日)  
演劇「華々しき一族」

### 今年のトピックス

#### エゾカンゾウ植栽プロジェクト

小平町民が取り組んでいる、「地域協働による緑花の推進」に足並みを合わせ、自生種である「エゾカンゾウ」の種取り・苗作り・植栽の一連の活動を行っている「エゾカンゾウ植栽プロジェクト」。7年目を迎えたこのプロジェクトは、小平町をはじめ、苫前町・天塩町・初山別村など、ルート内での活動が広がりつつあります。6月下旬に花を咲かせた「エゾカンゾウ」は、8月末頃から種を取り始め、翌年の春になると苗作りを行い、道路の法面などに植栽します。来年の初夏には黄色い花が咲き、ドライバー達の目を楽ませてくれるでしょう。

☎ 萌える天北オロロンルート 運営代表者会議事務局(増毛土建株式会社内)

☎ 53-1140 FAX 53-1141 ✉ y.sango@mashikedoken.co.jp

留萌管内の情報が満載！るもifan.net HP <http://rumoifan.net/>

